

白山市配水管等布設工事特記仕様書

1 総 則

1-1 適用

1. 本仕様書は白山市が発注する配水管等布設工事に関する一切の仕様書とし、設計図書に明記なくとも本仕様書に準ずるものとする。
2. 受注者は、石川県土木工事共通仕様書、土木学会コンクリート標準示方書及び（公社）日本水道協会水道工事標準仕様書に準じて施工すること。
3. 本工事における管布設位置は平面図及び横断図に準じて施工するものとする。やむを得ず変更する場合は、変更図を作成し監督員の承諾を受けなければならない。
4. 工事に先立ち、工事着手順序を監督員と充分打ち合わせを行い、施工計画書を作成のうえ工事を進行するものとする。又、関係する道路使用許可等、必要な連絡、打合せ、工事進捗をたえず連絡し工事が円滑に進むよう協力すること。

1-2 工事用地

1. 本工事に際し必要な用地の確保、交涉及び必要な費用は、全て受注者の負担とする。
2. 受注者は工事施工の為に直接必要な官有地を使用する時は、あらかじめ監督員の承諾を受けなければならない。
3. 民有地を使用する場合の土地の借上げ及び補償費等は、すべて受注者の負担と責任において行わなければならない。

1-3 官公署への手続き

1. 受注者は、工事の施工のため必要な関係官公署、その他に対する諸手続きは迅速確実に行い、その経過について、速やかに監督員に報告しなければならない。
2. 関係官公署、その他に対し協議又は交渉を要する時は、遅滞無くその旨を監督員に申し出て協議しなければならない。

1-4 第三者への安全確保

1. 夜間燈、道路標識及び迂回路指示等を交通に支障なきよう十分に配置しなければならない。

ならない。これを行わずして発生した事故は、受注者の責任となる場合もある。

2. 交通の頻繁な工事個所については必ず整理服を着用し交通整理を実施するものとする。
3. 工作物及び既設構造物に損害を与えた場合は、受注者の責任により補償及び原形復旧しなければならない。
4. 人家密集地区の工事においては、工事期間中渡り栈橋を設け交通の便を図らなければならない。

1－5 工事材料の品質

1. 本工事において使用する配管材料は、(公社)日本水道協会の検査に合格した物を使用するものとし材料試験成績書の提出は不要とする。それ以外は提出するものとする。
2. 資材の保管には、資材の破損や劣化がおこらないよう保護、整理しておかなければならない。
3. 管材の試験成績表は材料検査毎に提出するものとし、不合格品は速やかに場外に持ち出すものとする。
4. 管材の運搬は充分注意して行い、路線布設及び準備配置等についても損傷なきよう充分な配慮を必要とする。破損が生じた場合は、受注者の責任により補償する。
5. 管及び継手のつり上げはワイヤーの使用は一切認めない。これを守らずして管等に傷がついた場合は、全面塗装又は材料の取り換えを命ずる場合もある。

2・工事の施工

2－1 現場付近居住者への説明等

1. 受注者は、工事着手に先立ち現場付近居住者に対し、工事内容について具体的な説明を行い、工事の施工について十分な協力が得られるように努めなければならない。なお、工事内容を現場付近居住者や通行人に周知させるため、回覧・広報板等の広報措置を行うものとする。

2－2 試掘調査

1. 既設管との接続個所は事前に試掘を行い管の位置を確認し、材料を整理した後で監督員の指示する時間内において取外し、接合を終了するものとする。やむを得ず夜間作業となる場合もあるが受注者は意義の申し立ては出来ないものとする。
2. 既設管の布設してある個所は充分注意して床掘を行うものとし、破損が生じた場

合は受注者の責任により補修しなければならない。

2-3 土工事

1. 管土工は管土工定規断面に定められた寸法にて掘削を行うものとする。
2. 舗装区間を工事する場合はカッターにて切断後、床掘を行うものとし、かつ管布設埋戻しまでの工事を1日工程で行うものとする。
3. 舗装区間を機械にて床掘を行う場合は、路面に保護板を敷き工事を行うものとする。
4. 掘削の際は掘削面の監視を行い土砂の崩れる恐れがある場合は、設計の計上有無に関わらず床掘後、矢板工をもって土留めを行い事故を未然に防がなければならない。特に、電柱付近を掘削する場合は各関係機関と打合せを行い必要に応じて立会を依頼する等して施工すること。
5. 水路等を横断した場合は管布設及び埋戻しに際し、底版裏面へ充分砂が行くよう水締めを行い、後日構造物の沈下が生じないようにすること。沈下が生じ構造物が破損した場合は、受注者により全面復旧を行う場合もある。
6. 管布設後、砂又は転用土の埋戻しを行う際は、一層の仕上り厚を20cm以内でタンパ、ランマー、振動ローラー等により充分転圧しながら復旧するものとする。又、砂利道、路盤工については、振動ローラー等により充分転圧し砂利がはじかないようにする。
7. 舗装切断に伴い発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、適切に処理するものとする。

2-4 管布設工事

1. 管土被りは図面指示に従うものとするが、暗渠横断や障害物の関係から変更する場合は、出来るだけ空気弁の設置を避ける方法を協議すること。
2. 水路及びヒューム管を伏越する場合には、その底部に直接継手個所を設けてはならない。又、その部分に管割上で継手部分がくる場合は、前後に切管を設ける。
3. 管布設1日工程の末端部には管径に応じたキャップを設け、降雨、汚泥及び土砂が混入しないよう施工しなければならない。

2-5 弁筐仕上げ

1. 弁筐（消火栓、空気弁含む）の設置は、操作の支障にならないよう設置するものとする。

2. 舗装本復旧工事に伴う筐工の嵩上げについては、受注者の責任でおこなうものとする。ただし、舗装工事業者が行う場合はこの限りではない。

2-6 埋設表示等

1. 埋設管表示テープは、厚生労働省より通知されている「道路法施行令および道路法施行規則の一部改正に伴う水道管の布設について」により巻き付けるものとする。
2. ポリエチレンスリーブで被覆した場合は、スリーブの上に埋設管表示テープを巻き付けるものとする。
3. 埋設表示シートは、路盤直下に設置するものとする。
4. 施工した管路の埋設位置や深度が測定できるように、管路の曲部、土被り変化部、分岐等には管路マーカーピンを設置する。マーカーピンの設置方法に関しては「白山市マーカーピン設置 仕様書」に基づき施工すること。

2-7 既設管等の撤去

1. 既設配管及び配管継手材の撤去及び仕切弁筐、消火栓筐、空気弁筐撤去を行なう場合は、撤去物の取り扱いは監督員の指示に従うものとする。特に石綿管は厚生労働省より通知されている「水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き」に基づき取扱いし、産業廃棄物として指定された処分場に廃棄すること。
2. 撤去したソフトシール弁、消火栓、配管継手類、弁筐類は、清掃して指定されたところに納品すること。

2-8 施工管理

1. 工事写真は下記の個所につき撮影して写真帳に整理し、監督員に提出しなければならない。
 - イ) 工事着手前（全体・部分）
 - ロ) 曲管部の継手状態及び曲管保護工
 - ハ) 仕切弁、空気弁及び消火栓の取付個所
 - ニ) 既設管との接続個所
 - ホ) 矢板工及び水替工の仮設工事
 - ヘ) 管土被り及び復旧状態
 - ト) 路面復旧の状態
 - チ) その他監督員の指示する個所
2. 監督員の指示ある場合は、工事完了後竣工図と共に管布設施工工程及び継手の状態を明記した工事日報を提出すること。

2－9 出来形管理

1. 出来形管理基準（別表 1）に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表を作成し提出すること。

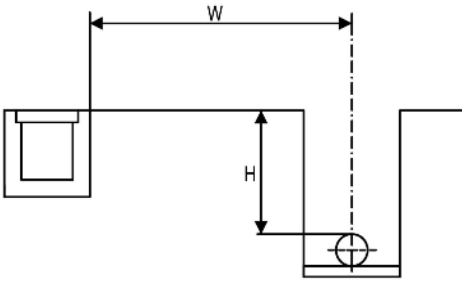
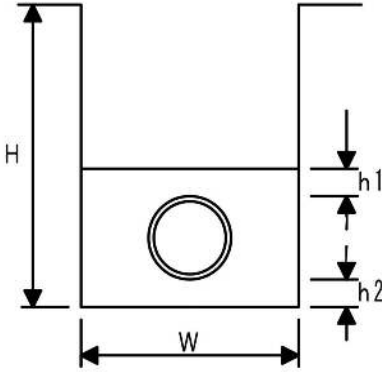
2－10 水圧試験

1. 新設する配水管は、原則通水テストを行うものとする。
2. 配水本管の水圧試験は、テストポンプ及び水圧記録計を用いて各路線に記録結果用紙 1 枚として、結果用紙番号、路線名、配管口径等を簡略地図に記入して提出すること。又、配水本管と給水管を連絡して同時にテストを行うことを原則とする。
3. 水圧試験方法に関しては、管種が鋳鉄・ステンレス・鋼管の場合は試験開始時に水圧 0.74Mpa まで加圧し 1 時間、ポリエチレン管の場合は試験開始時の水圧 0.5 Mpa とし 1 時間後の水圧を確認することとする。ただし、ポリエチレン管の水圧試験は試験開始前の準備作業が必要となることから、水道配水用ポリエチレン管施工要領を事前に確認し試験を実施すること。その他の管種や鋳鉄管・ポリエチレン管が混在する管網の場合は、事前に監督員と協議を行い指示に従うものとする。
4. 試験の結果、所定の水圧が得られなかった場合は、その原因を突き止め速やかに修理し、監督員の再検査を受けるものとする。

2－11 給水装置

1. 給水管の布設替えは、白山市が定める「給水装置工事施工基準書」により施工するものとし、工事完了後「給水装置工事申込書」に各戸の給水配管図を記載して提出するものとする。なお、「給水装置工事申込書」には、給水装置所有者等の押印は不要である。

別表 1

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
管据付	占用位置 W H	±30 ±30	路線、口径、管 種ごとに、施工 延長 50mにつき 1 箇所 施工延長が 50m 未満の場合は 1 箇所以上	
管土工	深さ H 幅 W 厚さ h1, h2	±50 -30 -30	路線、口径、管 種ごとに、施工 延長 50mにつき 1 箇所 施工延長が 50m 未満の場合は 1 箇所以上	
弁栓類 ・鉄蓋 の据付	路面との段差	段 差 が 無 い こ と	全箇所測定	